

遺言代用信託の取り扱いをヘルスケア事業者へ初委託 ～入退院時に抱える資産承継の悩みをサポート～

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：錦織 雄一）は、株式会社エラン（本社：長野県松本市、社長：峯崎 友宏）と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、本日より、エランにてオリックス銀行の遺言代用信託「未来に託す」の取り扱いを開始しますのでお知らせします。ヘルスケア事業者が信託契約代理店となるのは、当社として初めてです。

未来に託す

遺言代用信託

遺言代用信託とは、遺言書を作成いただくことなく、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめ指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

オリックス銀行の遺言代用信託「未来に託す」は、申込人に相続が発生してから最短5営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能で、葬儀費用などの急なお支払いやご遺族の生活などに備えることができます。お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年1回、予定配当率に応じた配当金をお支払いします。無料で中途解約ができるため急なご計画の変更にも対応できるほか、特約を付けることにより受取人にNPO法人などの遺贈寄付先を指定することも可能です。

エランは、入院生活に必要な衣類などの生活用品を日額定額制でレンタルできるサービスを、全国約42万人/月^{※1}の患者さまに提供しています。患者さまからは、生活用品だけでなく相続など入退院に付随する悩みも数多く寄せられますが、このたび、資産を次世代に引き継ぎたいというご要望にお応えするため、当社との提携に至りました。



■日用品レンタル「CSセット」

「人生100年時代」を迎え、日本の平均寿命は女性が87.09歳、男性が81.05歳^{※2}となり、老後の資産管理や世代間の資産承継は重要なテーマとなっています。

オリックス銀行は今後も、お客さまの円滑な資産承継をサポートするべく、信託商品の販売網を広げ、魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

※1 出典：株式会社エラン 2023年12月期決算説明資料

※2 出典：厚生労働省「令和4年簡易生命表」

以上

<報道関係者からのお問い合わせ先>

オリックス銀行株式会社 経営企画部 TEL：03-6722-3630

■ 商品概要

商品名	未来に託す
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100万円以上 3,000万円以下(100万円単位) ※ ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年 ※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになった時など）が生じた場合などには、信託契約は終了します
受取人	推定相続人（仮に信託契約日においてお客さまの相続が開始した場合に、相続人となることが予定される方） ※ 指定受取人特約により三親等内の親族（未成年者を含む）を指定可能 ※ 遺贈寄附特約により、当社が選定する N P O 法人や公益財団法人を指定可能
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年 0.01% から 3.00% の範囲内）です ※ 信託元本やお客さまへの配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料	代理店へお問い合わせください
中途解約	全部解約のみ可能 ※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません